

子ども手当が変わります

10月分の手当より、制度が変わるため、今まで子ども手当を受給していた方も、新たに申請が必要です。申請書は10月中旬に郵送します。

10月1日現在、支給要件に該当している方については、平成24年3月31日までに申請を行えば、平成23年10月分の手当から受給できます。

支給月額

- ・0～3歳未満（一律）15000円
 - ・3歳～小学校修了前（第1子・第2子）10000円
 - ・3歳～小学校修了前（第3子以降）15000円
 - ・中学生（一律）10000円
- 所得制限なし（平成24年）

6月以降実施予定）支給対象の子ども

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいるものであって、日本国内に住所があるものまたは留学により海外に居住しているもの。（子どもの数は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものの中で数えます）

10月～平成24年1月分）平成24年6月（平成24年2月～3月分）

※出生、死亡、転入、転出、転居、子を監護しなくなった時や、振込希望金融機関を変更する場合等も申請が必要です。手続きがないと、手当の支給ができない場合があります。（3月までに申請しても遡って受け取れません）

※平成23年10月から平成24年3月までの特別措置法となります。平成24年度以降の手当については、現在国で検討中です。詳細が分かり次第お知らせします。

詳しくは、児童家庭課 ☎443-1693へ。

いんば沼流域を歩いて楽しむ自然観察会

とき 10月22日(土)

午前9時30分～午後3時30分

（小雨決行）

ところ 佐倉城址公園

コース 佐倉城址公園コース

定員 40人

※応募者多数の場合は抽選

費用 5000円（保険料）

講師 ・テキスト代）千葉県生物学会顧問 岩瀬 徹氏他

申込方法

往復はがき（1枚に参加者2人まで可）に参加希望者全員の住所・氏名・年齢・連絡先電話番号を明記のうえ、郵送でお申

申し込みください。

申込期限 10月7日(金)

申込先

〒285-8533

佐倉市宮小路町12番地

財団法人印旛沼環境基金

詳しくは、財団法人印旛沼環境基金 ☎485-0397へ。

第9回印旛沼流域環境・体験フェア

屋形船やゴムボート体験などの水辺体験や流域ウォーキングを通して、印旛沼・流域の水環境再生について行政、市民が一緒に考えるフェアを開催します。

とき 10月22日(土)（荒天の場合は23日(日)）

午前9時45分～午後3時

（午前11時頃まで一斉清掃を実施）

ところ 佐倉ふるさと広場

内容 周辺

・ウォーキング

ユーカーが丘駅前9時45分集合（約7km）

水辺体験

屋形船乗船・ゴムボート体験

その他会場内

流域市町名産品のPR、エコ農産物などの販売、フリーマーケット、コンサート、オニビシ実食体験や環境関連展示など

定員

ウォーキングは約50人、屋形船は15～25人／回を

約10回

申込方法

ウオーキング

申し込みなど詳しくは、

県河川環境課 ☎223-3155

221-1950へ。

申し込みなど詳しくは、

県河川環境課 ☎223-3155

221-1950へ。

正しい動物の飼い方をもう一度考えてみませんか

最近、動物の飼い方などに関する相談が市役所に多く寄せられています。次のことに注意して、動物を正しく飼いましょう。

○動物は、責任を持って飼いましょう。動物を虐待

○犬の放し飼いを行わないようにしまししょう。

○飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しまししょう。

○犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票を必ずつけましよう。

○犬を散歩させる場合は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる人が行うようにしてください。

○動物のフンは、飼い主の方が責任を持って処理してください。

○猫は室内で飼育しまししょう。

○みだりに繁殖しないよう、不妊・去勢手術などに努めましよう。

○詳しくは、市役所環境課 ☎443-1406へ。

